

令和2年4月24日

報道機関 各位

佐渡市教育委員会職員の懲戒処分等のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

地方公務員法第29条の規定に基づき、本日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

事案の概要	平成30年5月頃から平成30年夏頃及び平成31年の年明け頃から令和2年1月まで、同一職場の女性職員に対して、肩や背中へのボディタッチや不快な発言等のセクシャルハラスメント行為を行っていたもの。
被処分者の所属及び処分内容等	前社会教育課職員(主任級 40歳代) 停職3月
監督者の処分	教育長 訓告 課長級職員1名 戒告 課長補佐級職員1名 訓告
処分日	令和2年4月24日付け
再発防止策	ハラスメント防止研修などによる職員教育の徹底及び監督職員による職場環境、職員の状態の把握と改善に努め、健全な職場環境の確保を図ります。
特記事項	教育長コメント 教育に携わり、見本となるべき職員が個人の尊厳を傷つけるとともに、職場環境を害する今回の行為は、極めて遺憾であり、市民の信頼を著しく失墜させることとなり、深くお詫び申し上げます。 今後は、再発防止と職員教育を徹底し、皆さまからの信頼回復に向け取り組んでまいります。
担当	教育総務課 課長補佐 高野 久之
連絡先	TEL:0259-58-7350 FAX:0259-58-7352

送信元：佐渡市総務課広報戦略室
広報広聴係

T e l : 0259-63-5139

F a x : 0259-63-3300